

水道施設の災害時における
発電機の借用に関する協定書
(案)

半田市水道事業
株式会社 T M C

水道施設の災害時における発電機の借用に関する協定書（案）

半田市水道事業（以下「甲」という。）と株式会社TMC（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）時において、甲が管理する水道施設が停電した場合の発電機の借用について必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 甲は、災害の発生による停電時及び停電が予想される時に、乙に対し乙の保有する発電機の借用を要請することができ、乙はこの要請に対し乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。なお、借用する発電機の型式及び台数については、別に定める。

（支援要請の手続）

第3条 甲は、乙に前条の要請を行う場合、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手先への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（発電機の引渡し）

第5条 甲の要請により乙が甲に貸与する発電機の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとする。

なお、甲の職員又は甲の指定する者による当該発電機の確認及び受領をもって、引渡しの完了とする。

（経費の支払）

第6条 発電機の借用に要した費用は、災害発生直前時における当該地域の適正価格を基準とするものとし、甲は請求日から30日以内に乙に支払うものとする。

（円滑な運用）

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、期間満了時からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年10月11日

甲 半田市東洋町二丁目1番地
半田市水道事業

半田市長

乙 半田市瑞穂町五丁目5番21
株式会社TMC

代表取締役